

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年里庄町条例第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和8年5月29日提出

里庄町長 赤木 功

（提案理由）

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第3号

専決処分書

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

里庄町長 赤木



理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

この条例は令和8年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和35年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5. 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「第8条」の次に「、14条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

第29条を第31条とし、第28条を第30条とし、第27条を第29条とし、第26条の3を第28条の3とし、第26条の2を第28条の2とし、第26条を第28条とする。

第25条の2中「第26条の2」を「第28条の2」に、「第25条」を「第27条」に改め、同条を第27条の2とする。

第25条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、同項中「場合には、170,000円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 660円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 35円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特別世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

第25条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 475円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 25円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第25条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 190円

ク 18歳以上被保険者に係る国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第25条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 142円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 237円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 380円

エ アからエまでに掲げる世帯以外の世帯 475円

第25条第3項中「及び」を「並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度の属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した18歳以上

被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第25条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第25条を第27条とする。

第23条及び第24条を削る。

第22条第1項中「第14条」を「第18条」に改め、同条第2項中「充当する」を「あてる」に改め、同条を第26条とする。

第21条中「支払い」を「支払」に改め、同条第1号中「第16条」を「第20条」に改め、同条を第25条とし、第20条を第24条とし、第15条から第19条までを4条ずつ繰り下げる。

第14条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第18条とする。

第13条中「第16条」を「第20条」に、「第20条」を「第24条」に、「第21条」を「第25条」に改め、同条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について950円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第14条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について50円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第15条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

附則第2項中「第25条」を「第27条」に改める。

附則第3項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第4項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第6項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第7項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第8項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第9項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第10項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第11項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第12項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第13項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第25条」を「第27条」に改める。

附則第14項中「第27条」を「第29条」に改める。

附則第16項中「第25条」を「第27条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。